

秩父広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況

各任命権者からの報告の概要

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成22年度は、消防職4人(男性3人、女性1人)を採用しました。

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち改めて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

平成22年度においては、採用はありませんでした。

(3) 職位別任用状況

平成23年3月末現在、課長補佐相当以上の職は4種あり、平成22年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。

(単位：人)

| | 部長相当 | 次長相当 | 課長相当 | 課長補佐相当 | 計 |
|----|------|------|------|--------|-------|
| 昇任 | 1(0) | 2(0) | 7(0) | 5(0) | 24(0) |

()内は、女性数であり内書きである。

(4) 職員の退職・再就職の状況

平成22年度における職員の退職状況は次のとおりです。

(単位：人)

| | 事務職 | 消防職 | 技能労務職 | 全職員 |
|------|------|------|-------|------|
| 定年退職 | 1(0) | 1(0) | 1(0) | 3(0) |
| 勸奨退職 | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 1(0) |
| 再就職者 | 1(0) | 1(0) | 1(0) | 3(0) |

()内は、女性数であり内書きである。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

| 区分 | 歳出額(A) | 実質収支 | 人件費(B) | 人件費率(B/A) |
|--------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 平成22年度 | 4,072,419千円 | 315,293千円 | 1,592,960千円 | 39.12% |

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

| 区分 | 職員数 (A) | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費(B/A) |
|--------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 平成22年度 | 197人 | 761,394千円 | 188,510千円 | 277,779千円 | 1,227,683千円 | 6,232千円 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

H23.1.1 現在

| 一般行政職 | | | 消防職 | | |
|----------|----------|-------|----------|----------|--------|
| 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 360,791円 | 419,070円 | 48歳0月 | 309,236円 | 371,884円 | 40歳10月 |

| 技能労務職 | | |
|-----------|-----------|----------|
| 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 330,426 円 | 373,452 円 | 54 歳 4 月 |

(4) 職員の初任給の状況 H22.4.1 現在

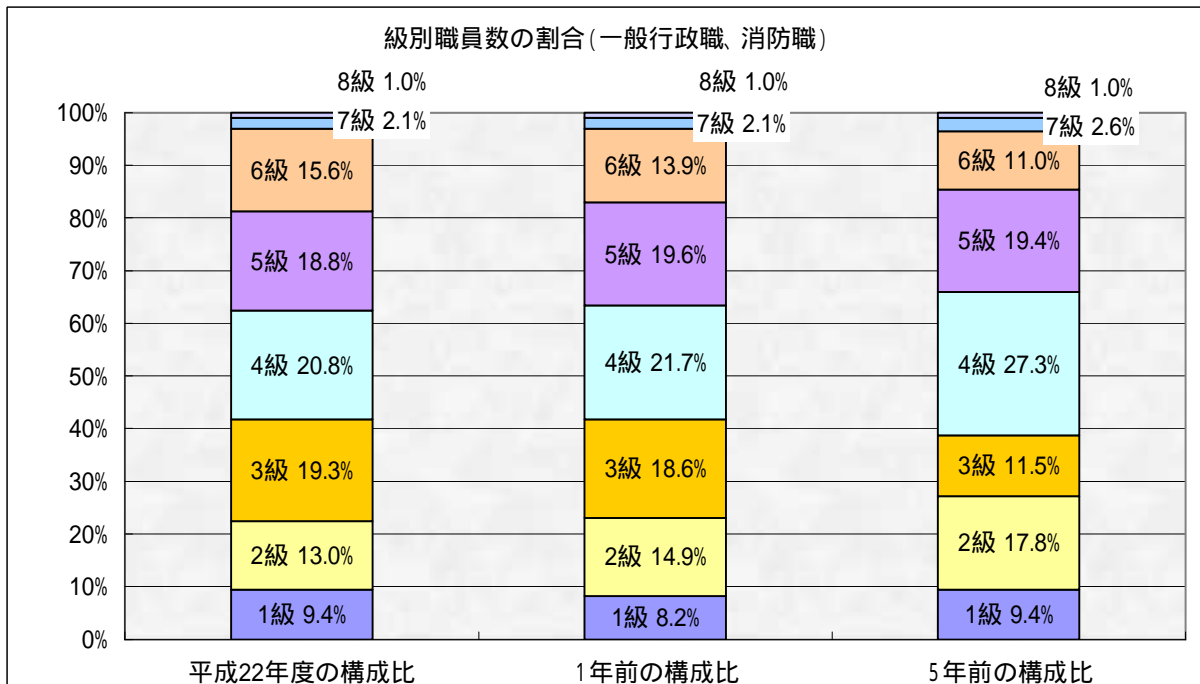
| 区 分 | | 組 合 | 国 |
|-------|-----|-----------|-----------|
| | | 初 任 給 | 初 任 給 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 172,200 円 | 172,200 円 |
| | 高校卒 | 140,100 円 | 140,100 円 |
| 消 防 職 | 大学卒 | 172,200 円 | |
| | 高校卒 | 140,100 円 | |
| 技能労務職 | | - | |

(5) 級別職員数の状況

【一般行政職・消防職】

H22.4.1 現在

| 区 分 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 計 |
|----------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|------------|-------|
| 標準的な職務内容 | 主事補 | 主 事 | 主 任 | 主 査 | 主 幹 | 課 長 | 次 長 | 局 長 消防長 | |
| 一般行政 | 0 人 | 0 人 | 3 人 | 10 人 | 6 人 | 6 人 | 1 人 | 1 人 | 27 人 |
| 消防職 | 18 人 | 25 人 | 34 人 | 30 人 | 30 人 | 24 人 | 3 人 | 1 人 | 165 人 |
| 構成比 | 9.4 % | 13.0% | 19.3 % | 20.8 % | 18.8 % | 15.6 % | 2.1 % | 1.0 % | 100 % |



【技能労務職】

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 計 |
|----------|-----|-----|------|-----|------|
| 標準的な職務内容 | 技術員 | 技術員 | 技術員 | 技術員 | |
| 職員数 | 0人 | 0人 | 5人 | 0人 | 5人 |
| 構成比 | 0% | 0% | 100% | 0% | 100% |

技能労務職員の給与等の見直しに向けた今後の取り組みは、退職者不補充職種とし、新規採用は行わず、事務事業の見直しや業務の一部委託を視野に入れた体系を構築していく方針である。

(6) 職員手当の状況

【期末・勤勉手当】 22年度支給割合

| 組 合 | | | 国 | | |
|---------------------|--------|--------|---------------------|--------|--------|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 6月期 | 1.25月分 | 0.7月分 | 6月期 | 1.25月分 | 0.7月分 |
| 12月期 | 1.35月分 | 0.65月分 | 12月期 | 1.35月分 | 0.65月分 |
| 計 | 2.6月分 | 1.35月分 | 計 | 2.6月分 | 1.35月分 |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 有 | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 有 |

【退職手当】 H22.4.1 現在

| 組 合 | | | 国 | | |
|--|-----------------------------|---------|----------|-----------------------------|---------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.50月分 | 30.55月分 | 勤続20年 | 23.50月分 | 30.55月分 |
| 勤続25年 | 33.50月分 | 41.34月分 | 勤続25年 | 33.50月分 | 41.34月分 |
| 勤続35年 | 47.50月分 | 59.28月分 | 勤続35年 | 47.50月分 | 59.28月分 |
| 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 | 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職 特例措置 2%~20%加算 | | その他の加算措置 | 定年前早期退職 特例措置 2%~20%加算 | |
| 1人当たり平均支給額(平成22年度退職者) (自己都合) 千円 (勸奨・定年) 24,758千円 | | | | | |

【特殊勤務手当】 H22.4.1 現在

| 支給実績（平成22年度決算） | | 4,766 千円 | |
|-----------------------------|-----------------------------------|---------------|-----------|
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成22年度決算） | | 26,776 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度決算） | | 90.36% | |
| 手当の種類（手当数） | | 5 種類 | |
| 手当の名称 | 業 務 | 支給基準 | 支給額 |
| 斎場業務手当 | 火葬・霊柩業務に直接従事した職員 | 1 件 | 250 円 |
| 清掃業務手当 | 廃棄物処理施設において廃棄物処理業務の現業に直接従事した職員 | 日額 | 250 円 |
| 緊急自動車等 運 転 手 当 | 緊急自動車の運転を業とする職員が緊急自動車の運転業務に従事したとき | 月額 | 1,000 円 |
| 災害出場手当 | 火 災 | 放水した場合 | 1 件 300 円 |
| | | 不放水の場合 | 1 件 100 円 |
| | 救 急 | 管内搬送の場合 | 1 件 200 円 |
| | | 管外（県内）に搬送した場合 | 1 件 300 円 |
| | | 管外（県外）に搬送した場合 | 1 件 500 円 |
| | | 不搬送の場合 | 1 件 50 円 |
| | 救 助 | 救助した場合 | 1 件 300 円 |
| | | 不救助の場合 | 1 件 100 円 |
| 風水害等 | 警戒業務等に従事した場合 | 1 件 200 円 | |
| 潜水業務手当 | 水難事故に出場し潜水器具を着用して救助又は捜索に従事した職員 | 1 件 | 500 円 |

【時間外手当】

| | | |
|------|-------------------|-----------|
| 22年度 | 支 給 総 額 | 17,327 千円 |
| | 支給職員 1 人当たり平均支給年額 | 144 千円 |
| 21年度 | 支 給 総 額 | 16,647 千円 |
| | 支給職員 1 人当たり平均支給年額 | 130 千円 |

【その他の手当】 H22.4.1 現在

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 平成22年度決算 | 支給職員 1 人当たり 平均支給年額 平成22年度決算 |
|------|--|------|------------|------------------|-----------------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (配偶者なし 1 人目) 11,000 円 満 16 歳から 22 歳までの子の 1 人 につき(加算) 5,000 円 | 同 | | 千円 37,805 | 円 286,401 |
| | 借家・借間 家賃に応じて 27,000 円以内 | 同 | 支給額等 | 千円 | 円 |
| 住居手当 | 持家 月額 2,000 円 (5 年経過まで 3,500 円) | 異 | | 9,721 | 74,204 |

| | | | | | |
|-------------|--|---|--------|--------|---------|
| 通勤手当 | 交通機関利用者 運賃に応じて月額 最高 55,000 円 (ただし、鉄道利用者については6 ヶ月定期に基づいて一括支給) 自家用車等利用者 通勤距離に基 づいて月額支給 片道 2Km 未満 無支給 片道 2Km ~ 5Km 2,000 円 片道 5Km ~ 10Km 4,100 円 片道 10Km ~ 15Km 6,500 円 片道 15Km ~ 20Km 8,900 円 片道 20Km ~ 25Km 11,300 円 片道 25Km ~ 30Km 13,700 円 片道 30Km ~ 35Km 16,100 円 片道 35Km ~ 40Km 18,500 円 片道 40Km ~ 45Km 20,900 円 片道 45Km ~ 50Km 21,800 円 片道 50Km ~ 55Km 22,700 円 片道 55Km ~ 60Km 23,600 円 片道 60Km 以上 24,500 円 | 同 | | 千円 | 円 |
| | | | 11,197 | 63,982 | |
| 管理職 手 当 | 事務局長、消防長等 80,000 円 次長、署長等 68,000 円 課長、所長等 55,000 円 主席主幹 50,000 円 主幹等 40,000 円 | 異 | 支給額等 | 千円 | 円 |
| | | | | 41,302 | 573,640 |
| 夜間勤務 手 当 | 午後 10 時から翌日の 5 時までに勤務し た場合に支給 勤務 1 時間当たりの給 与額 × 25/100 | 同 | | 千円 | 円 |
| | | | | 1,720 | 14,332 |
| 休日勤務 手 当 | 祝日等において勤務を命ぜられた場合 に支給 勤務 1 時間当たりの給与額 × 135/100 | 同 | | 千円 | 円 |
| | | | | 24,697 | 205,808 |

(7) 特別職の報酬等の状況 H22.4.1 現在

| 区 分 | 年 額 |
|-----------|----------|
| 管理者・理事 | 1,000 円 |
| 議 長 | 89,000 円 |
| 副議長 | 76,000 円 |
| 常任委員会委員長 | 72,000 円 |
| 常任委員会副委員長 | 71,000 円 |
| 議 員 | 70,000 円 |

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

| | |
|-----------------|--------------|
| 開 始 時 間 | 午前 8 時 3 0 分 |
| 終 了 時 間 | 午後 5 時 1 5 分 |
| 休 憩 時 間 | 正午 ~ 午後 1 時 |
| 1 日 の 勤 務 時 間 | 7 時間 4 5 分 |
| 1 週 間 の 勤 務 時 間 | 3 8 時間 4 5 分 |

勤務の特殊性により、上記と異なる勤務時間が運用される場合があります。

(2) 休暇制度の概要・種類等

| 種 類 | 概 要 |
|---------|--|
| 年次有給休暇 | 労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると40日間となります。 |
| 病 気 休 暇 | 勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。 |
| 特 別 休 暇 | 特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇 |
| 介 護 休 暇 | 配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。 |
| 組 合 休 暇 | 任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は、活動に従事する期間における無給の休暇です。 |

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成22年1月1日から平成22年12月31日までの年次有給休暇の平均取得日数は11日でした。また平成21年は12日でした。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子の養育をするため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。平成22年度は、育児休業、部分休業とも取得者がいませんでした。

(5) 特別休暇の概要

| 休 暇 の 原 因 | 付 与 日 数 |
|-----------------------------|---|
| 選挙権等の権利を行使する場合 | その都度必要と認められる期間 |
| 国会、裁判所、議会、官公署等へ出頭する場合 | その都度必要と認められる期間 |
| 産前産後休暇 | 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前(出産予定日を含む)から産後8週間(出産日の次の日から)を経過するまでの期間 |
| 妊娠中又は出産後1年以内の職員が健康診査を受ける場合 | 妊娠中又は出産後1年以内の期間に応じ、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認められる期間 |
| 妊娠中に職員が通勤により母胎又は胎児に影響を与える場合 | 1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間 |
| 生後1年に達しない子を育てる場合 | 1日2回それぞれ30分間 |
| 生理日における勤務が著しく困難な場合 | 3日の範囲内でその都度必要と認められる期間 |
| 忌引の場合 | 10日以内でそれぞれ定める期間 |

| | |
|--|---------------------------------------|
| 配偶者、父母及び子の祭日の場合 | それぞれ1日 |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限もしくは遮断又は健康診断の場合 | その都度必要と認められる期間 |
| 災害により現住所が滅失した場合 | 1週間の範囲内でその都度必要と認められる期間 |
| 結婚の場合 | 5日の範囲内で必要と認められる期間 |
| 妻の出産 | 3日の範囲内でその都度必要と認められる期間 |
| 妻の出産する場合に産前（6週間）から（8週間）の期間において当該出産に係る子又は小学校修学の始期に達するまでの子の養育のため | 当該期間内で5日の範囲内の期間 |
| 小学校修学の始期に達するまでの子を看護する場合 | 一の年において5日（2人以上の場合は10日）の範囲内で必要と認められる期間 |
| 配偶者、父母、子、配偶者の父母等で日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合 | 一の年において5日（2人以上の場合は10日）の範囲内で必要と認められる期間 |
| 夏季休暇 | 7月から9月までの期間内において3日 |
| 災害又は交通機関等による事故により出勤が困難な場合 | その都度必要と認められる期間 |
| 災害時に通勤途上における身体の危険を回避する場合 | その都度必要と認められる期間 |
| 骨髄提供のために必要な検査、入院等をする場合 | その都度必要と認められる期間 |
| ①ボランティア休暇 | 一の年において5日の範囲内で必要と認められる期間 |

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者

| 区 分 | 降 任 | 免 職 | 休 職 | 降 給 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 処分者数(人) | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 |

分限処分とは、公務能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に職員の意に反して行う処分です。

- ・ 降任1人の処分理由は、地方公務員法第28条第1項第1号（勤務成績が良くない場合）及び第3号（その職に適格性を欠く場合）によるものです。
- ・ 休職は2人の処分理由は、地方公務員法第28条第2項第2号（刑事事件に関し起訴された場合）によるものです。

(2) 懲戒処分者

| 区 分 | 戒 告 | 減 給 | 停 職 | 免 職 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 処分者数(人) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

- ・ 免職 1 人の処分理由は、地方公務員法第 3 3 条（信用失墜の行為）規定に違反したことによるものです。

5. 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 3 0 条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第 3 2 条）、信用失墜行為の禁止（同法第 3 3 条）、秘密を守る義務（同法第 3 4 条）、職務に専念する義務（同法第 3 5 条）、政治的行為の制限（同法第 3 6 条）、争議行為等の禁止（同法第 3 7 条）、営利企業等の従事制限（同法第 3 8 条）など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) サービス規律の遵守に関する取り組み

サービス規律の遵守に関する取り組みの概要

特に選挙執行の際や年末年始における職員の綱紀粛正、サービス規律の確保について随時、各所属長を通じて職員に周知徹底を図っています。

サービス規律の遵守に関する通知等の内容

| 発出した年月日 | 内 容 | 発 信 者 |
|-------------|---|-------------|
| H22. 4. 1 | 選挙等における地方公務員たる本組合職員のサービス規律の確保について（依命通達） | 事務局長 消防長 |
| H22. 7. 12 | 職員のサービスの徹底について | 管理者 |
| H22. 11. 29 | 職員の綱紀粛正（職務専念義務・サービス規律の確保）の徹底について（通達） | 管理者 |
| H22. 12. 20 | 年末年始における綱紀粛正、サービス規律の確保について（依命通達） | 事務局長・消防長 |
| H23. 1. 11 | 公用パソコンの適正使用について（通知） | 事務局長 |
| H23. 2. 22 | 職員の綱紀粛正について（通知） | 管理者・消防長 |
| H23. 3. 2 | 公務員倫理研修会の開催について（通知）（3/22、23 実施） | 消防長 |

(3) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第 3 5 条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に任命権者の承認を得て職務専念義務が免除されることがあります。

平成 2 2 年度は、健康診断受診で 4 7 件、行事の協力要請で 4 件有りました。

(4) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり報酬を得ていかなる事業若しくは事務には従事してはならないとされています（地方公務員法第 3 8 条）。

平成 2 2 年度は国政調査の調査員で 4 件の許可申請がありました。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要(平成22年度研修の実施状況)

| 研修名 | 受講者(人) | 主催者等 |
|-------------------|--------|-----------------|
| 課長級研修 | 1 | 彩の国さいたま人づくり連合 |
| 課長補佐級研修 | 2 | 彩の国さいたま人づくり連合 |
| 係長級研修 | 1 | 彩の国さいたま人づくり連合 |
| メンタルヘルス研修 | 1 | 彩の国さいたま人づくり連合 |
| 交渉力向上 | 1 | 彩の国さいたま人づくり連合 |
| 判断力を高める | 1 | 彩の国さいたま人づくり連合 |
| 人づくりセミナー | 10 | 彩の国さいたま人づくり連合 |
| 救急救命士研修 | 1 | 埼玉県消防学校救急救命士養成所 |
| 救急救命士研修 | 1 | (財)救急振興財団東京研修所 |
| 救急救命士特別教育(薬剤投与)訓練 | 2 | 埼玉県消防学校救急救命士養成所 |
| 救急救命士事前教育訓練 | 2 | 埼玉県消防学校救急救命士養成所 |
| 救急救命士病院研修(薬剤投与) | 4 | 深谷赤十字病院 |
| 救急救命士病院研修(気管挿管) | 1 | 行田総合病院 |
| 初任教育科 | 6 | 埼玉県消防学校 |
| 救急科 | 5 | 埼玉県消防学校 |
| 予防査察科 | 1 | 埼玉県消防学校 |
| 救助科 | 1 | 埼玉県消防学校 |
| 警防活動教育 | 1 | 埼玉県消防学校 |
| 警防科 | 1 | 埼玉県消防学校 |
| 初級幹部科 | 1 | 埼玉県消防学校 |
| 中級幹部科 | 1 | 埼玉県消防学校 |
| 特殊災害科 | 1 | 埼玉県消防学校 |
| 幹部科 | 1 | 消防大学校 |
| 山岳遭難救助 | 1 | 富山県 |

(2) 職員の人事評価制度及び活用方法の概要等

| 区分 | 内容 |
|----------|---------------------------------|
| 評定の回数・時期 | 毎年1回・2月1日を評定の基準日とする |
| 対象職員 | 全職員(特別職、休職者及び臨時職員を除く) |
| 評定の方法 | 職務遂行の結果やその過程での業績、態度、能力について評価を行う |

(注)この評定結果は、勤勉手当、人事異動(昇任等)及び昇給に活用しています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断実施状況

| 健康診断の種類 | 対象者 | 受診数(人) |
|---------|--------|--------|
| 定期健康診断 | 全職員 | 178 |
| 定期健康診断 | 交代制勤務者 | 118 |

| | | |
|---------------|------------|-----|
| 胃がん検診 | 希望する職員と配偶者 | 40 |
| 大腸がん検診 | 希望する職員と配偶者 | 59 |
| B型肝炎抗原抗体確認検査 | 消防新採用職員 | 4 |
| B型肝炎予防接種（年3回） | 消防新採用職員 | 3 |
| B型肝炎抗体確認検査 | 消防新採用職員 | 3 |
| 破傷風予防接種 | 新採用職員ほか | 11 |
| インフルエンザ予防接種 | 交代制勤務者 | 124 |

インフルエンザ予防接種は一部個人負担有り

(2) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

埼玉県市町村職員共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行う「長期給付制度」、健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

なお、共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である秩父広域市町村圏組合の負担金によって賄われており、秩父広域市町村圏組合の負担金の率は、法定されています。

また、その他の福利厚生制度として圏域内中心市である秩父市の設置する職員互助会「秩父市役所淳交会」に加入し職員の慶弔に際しての給付事業等を行っています。この互助会は任意加入であり会員の会費で賄われています。

(3) 公務災害の認定状況（発生件数）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成22年度には、公務災害と認められたものが2件ありました。これは消防職員が救助活動中に死亡したものと、消火活動中に負傷したものです。

また、通勤災害は発生しませんでした。

公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置要求の状況

平成22年度の措置要求はありませんでした。

2. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度の不服申立てはありませんでした